



習志野市地域生活支援事業

“日中一時支援”

重要事項説明書



社会福祉法人習愛会 あきつ園



〒275-0025

千葉県習志野市秋津3丁目4番2号

TEL 047-451-3315

FAX 047-451-3700

e-mail info@akitsu-en.jp

HP <http://www.akitsu-en.jp>



習志野市地域生活支援事業 日中一時支援 あきつ園 重要事項説明書

あきつ園（以下、「事業所」という）があなたに対する習志野市地域生活支援事業「日中一時支援」サービスの提供にあたり、説明すべき事項は次の通りです。

I 習志野市地域生活支援事業 日中一時支援の運営

(1) 運営の方針

習志野市地域生活支援事業として日中一時支援は、“障害者等の家族の就労支援及び家族の一時的な休養等”という目的に沿って事業を実施するものです。事業を展開するに際しては、利用する家族からの安心と信頼が得られるよう努めると共に、利用する個人の日常生活の一端を支援するにおいて、限りなく人権を尊重し、その人の権利を擁護し、利用者主体の福祉サービスの提供がなされるように、最大の配慮をしていきます。利用者個々の特性や興味関心、家族の要望等を十分に把握した上で、内容の理解と協力を得ながら適切な支援を行います。利用時は、常に楽しく、明るい雰囲気であり、安全で充実した支援によって、明日への期待に繋がる時間となるように運営をしていきます。

(2) 運営の目標

- ① 利用者（主として知的障害者）一人一人にとって、利用時間が心身ともにゆとりのある充実感に満ちた生活の場とします。
- ② 常に利用者主体で、個性や希望を活かしながら、創意ある活動内容を展開して、明るく・元気に・楽しさ溢れる生活の場を提供します。
- ③ 利用者の人権を尊重した優しさ実践力のある職員による支援を行います。
- ④ 事故防止と危機管理を徹底して、安全が確保される快適な生活環境の場を整えます。
- ⑤ 利用者相互の関わりと協力を大事にしながら活力ある生活の場とします。
- ⑥ 利用者家族の理解と協力を得ながら、連携を図っていきます。また、利用者並びに家族等からの相談・苦情については、早急且つ適切に誠意をもって対応します。

(3) 活動内容の重点

- ① 日常生活動作における介助と支援を行います。
- ② 体力の向上及び維持を図るための活動を取り入れます。
- ③ 趣味を活かした創作活動を取り入れます。
- ④ スポーツ・音楽・レクリエーションなどの自己選択できる活動を行います。
- ⑤ 外出による文化的・体育的体験などの社会適応活動を取り入れます。
- ⑥ 野球観戦、お祭り等の社会参加の機会を広げ、地域交流活動へも積極的に参加します。

(4) 運営の重点

- ① 事業活動においては、その日に利用する人数と男女比・送迎の状況等に応じて、あきつ園の職員を配置し適切な支援体制の確立を図るよう維持します。
- ② 個々に適合した生活面の向上を支援すると共に、余暇利用としての活動内容に日々取り組める十分な準備を行い、活動時間の充実を図ります。
- ③ 利用者に対する日常の健康面を配慮すると共に、病気・怪我等の緊急時には、家族への連絡、医療機関への円滑な対応を行います。
- ④ 安全への配慮と危機管理の徹底による事故等の防止に努めます。
- ⑤ 地域との交流等、社会参加の機会を積極的に設けます。
- ⑥ 季節に合わせた行事を実施して、利用者同士のコミュニケーションを深めます。
- ⑦ 相談や苦情等については、直ちに改善・解決することにより信頼関係の確立に努めます。
- ⑧ 質の高い福祉サービスと確かな情報提供を継続し、事業への信頼を高めます。

(5) 主たる対象

主たる対象は知的障害者とする

＜対象を特定する理由＞

あきつ園は、知的障害者通所更生施設として経営している事業所でしたが、平成 20 年 4 月 1 日より、この経験と実績を生かした、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス「生活介護」事業所に移行しました。事業所の構造（廊下・階段・各部屋への出入り口が狭い）及び設備や職員体制において、身体障害者（肢体不自由）への対応が難しく、また、精神障害者に対する適切な対応が出来る職員を特に配置していないため、主たる対象者を知的障害者に特定しています。

(6) 利用者の定員

日々受入が可能な最少・最大定員 1 名～20 名

(7) 従事者等の人員

職 種	員 数	
管理者	1 名	大塩幸雄
施設長	1 名	金子 隆
サービス提供責任者	1 名	武石和也
生活支援員	30 名	正規職員 23 臨時採用職員 7
看護師	2 名	臨時採用職員 2 ※必要に応じて勤務
事務員	3 名	正規職員 2 臨時採用職員 1
運転手	1 名	臨時採用職員 1

(8) 職員の配置数

あきつ園としての職員配置基準は次のとおりです。（習志野市の基準は利用者 5 名に対し職員 1 名）

利用者数	支援員数	事務職	合計
1 ～ 3 名	2 名	1 名	3 名
4 ～ 8 名	3 名	1 名	4 名
9 ～ 14 名	4 名	1 名	5 名
15 ～ 20 名	5 名	1 名	6 名
21 ～ 25 名	6 名	1 名	7 名
26 ～ 30 名	7 名	1 名	8 名

※利用を希望する人数に対応して、日々職員配置数は変動します。

II 習志野市地域生活支援事業 日中一時支援のサービス概要

(1) 日中一時支援サービス提供時間

* 平日：午後 3 時 00 分～午後 6 時 00 分

* 降所用送迎車は、午後 6 時 00 分にあきつ園を出発します

* 降所用送迎車を利用する場合、事業所利用は午後 6 時までとなります

* 送迎車を利用しない場合、各自家族等の迎えにより随時降所出来ます

* 土曜日・日曜日・祝日・あきつ園の指定する休日は、休業日となります

(2) 提供されるサービス内容

① 日常生活の介助及び支援

* 衣服の着脱 * 持ち物の整理 * 排泄の習慣 * 健康管理 等

② 社会生活適応のための支援

* 日常生活 * コミュニケーション * 集団生活のルール * 地域との交流 * 外出 等

③ 選択活動・創作活動への参加

* 手芸 * 音楽 * スポーツ * ちぎり絵 * ビデオ鑑賞、テレビ、DVD、ゲーム 等

- ④ 行事・文化的、体育的活動への参加
* 季節的行事 * プール活動（国際水泳場） * 音楽会 等
- ⑤ 賠償責任保険の加入
- ⑥ 情報提供（あきつ園だより・懇談会）
- ⑦ サービス等に関する相談（利用者・家族等）

(3) 安全管理の徹底

- ① 施設内の空間にゆとりを持たせ、設備・備品の位置に留意し、利用者同士の接触による事故の防止に努めます。
- ② 施設内の設備、各室の扉、自動ドアの開閉、門扉の開閉には十分に注意を払い、事故の防止に努めます。
- ③ 毎月 1 回の安全点検日に施設内外の点検を行い、危険箇所の早期発見と即刻の改善に努めます。
- ④ 定期的に消防、空調、電気、自動ドアの保守点検と害虫駆除消毒の実施により、安全の確保に努めます。

(4) 保健医療サービス

- ① 日常の生活面で、保健衛生に十分配慮し、疾病予防・健康管理に努めます。
- ② 感染症対策マニュアルによって、風邪やインフルエンザの予防に努めます。
- ③ 急な病気や怪我に対しては、医務室において応急処置を行います。また、緊急時には、必要に応じて、主治医または協力医療機関等に責任を持って受診の引き継ぎを行います。
- ④ 外部医療機関の受診に当たっては、家庭と連絡をとって、かかりつけの病院並びに主治医の診断が受けられるように努めます。

＜当事業所の協力医療機関＞

	医療機関名	医師氏名	診療科
嘱託医	習志野クリニック	木村隆興（きむらたかおき）	内科
嘱託医	三橋病院	三橋司（みつはしつかさ）	精神科
協力医療機関	かすみクリニック	堀部和夫（ほりべかずお）	内科・消化器科・外科・整形外科

(5) 相談又は苦情等に対する窓口

- ① 利用者又はその家族から福祉サービスに係る相談・苦情解決について、適切な対応を図るため、常設窓口として、相談受付担当者・解決責任者を設けています。
- ② 事業所の誰もが対応できるように“相談苦情連絡票”を作成し、確実に引き継ぐ体制を整え、玄関にも苦情受付箱を設置してあります。
- ③ 苦情解決については、適切に処理するために、中立・公正な立場の第三者委員を配置します。
- ④ 相談又は苦情があった場合、即刻当事者に連絡して、詳細な状況を把握し、相談担当者は責任者と共に検討した上で、適切な対応に努めます。
- ⑤ 必要に応じて関係者への連絡調整を行い、利用者へは対応方法と結果を必ず報告します。

苦情解決体制	責任者	施設長 (管理者)	大塩幸雄（おおしおゆきお）
苦情相談窓口	受付担当者	事務員	齋藤俊太（さいとうけんた）、鷲坂公美子（さぎさかくみこ）
		時間 9：00～17：00（土曜・日曜・祝日・休業日除く） Tel 047-451-3315 Fax 047-451-3700 玄関に苦情受付箱を設置してありますのでご利用ください	
	第三者委員	氏名	刑部行典（ぎょうぶゆきのり）
		住所	船橋市西船 2-20-6-105
		連絡先	047-435-3256
		氏名	石黒俊行（いしぐろとしゆき）
住所	習志野市秋津 1-4-3-404		
連絡先	047-453-3736		

千葉県運営適正化委員会	所在地 連絡先	千葉市中央区中央港 4-5 千葉県社会福祉センター内 TEL 043-246-0294
-------------	------------	--

* 令和2年4月13日 特定非営利活動法人VAICコミュニティケア研究所による第三者評価を実施
なお、評価結果はWAMNETで公表しております

(6) 利用の際の留意事項

- ① やむを得ず当日利用できなくなった場合は、電話又はFaxで早めにご連絡下さい。また、当日利用する場合も、早めにお電話又は口頭・連絡帳により、申し込み下さい。
- ② 貴重品については、各自が管理するようにお願いします。
- ③ 利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動等のご遠慮下さい。
- ④ 事業所内は禁煙です。
- ⑤ 事業所内へのペットの持ち込みはしないようにお願いします。
- ⑥ 事業所内活動の範囲は、あきつ園が行う通常の日中活動に支障のない範囲とします。

Ⅲ 事業所の概要 利用者負担

あきつ園の日中一時支援事業をご利用いただくにあたり、お支払いいただく利用者負担額は次のとおりです。

- ① 習志野市地域生活支援事業におけるサービス利用料
利用者本人又は扶養義務者に対して習志野市長が定めた額
- ② 事業所は利用料のうち、市が定める利用者負担額を控除した額を、習志野市から代理受領します。
- ③ 介護等給付・訓練等給付の利用のある月は、サービスの併給利用となりますので、利用者負担の特例措置として、日中一時支援の利用料は無料となります。
- ④ 給付対象外サービスの利用料金は、利用者の実費負担となります。
* 外出等で食事をした場合の費用や、調理活動等においての材料費は、個人にかかるものとして利用者が実費を支払います。
* その他、個人にかかるものとして必要なものについては実費負担となります。
- ⑤ 利用者からの費用の負担を受ける場合には、利用者又はその扶養義務者に対して事前に重要事項説明会及び利用契約締結時に、利用者から受領する額の説明を行い、同意を得るものとします。

Ⅳ 利用の手順

サービスを受けるまでの手順は、これまでの介護等給付のサービスを受ける手続きとほぼ同様の手続きを行います。

- ① サービスを受ける場合、習志野市へ支給請求を行い、支給決定通知（受給者証）を受けます。
- ② 事業者（あきつ園）から、重要事項説明を受けた上で、利用契約を交わします。
- ③ サービスの利用は、事前に利用日と時間・送迎車利用の有無等を申込み、確認の上で開始となります。
- ④ 利用申し込みは、事業者へ利用月の前月15日前までに利用申込表によって行います。
- ⑤ 利用料は、併給利用が無い場合、月末に請求しますので、個人負担でお支払いいただきます。
- ⑥ 利用料の代理受領については、代理受領通知書を発行します。

“家族の就労支援や家族の一時的な休養等をサポートする” あきつ園日中一時支援事業



当事業所「あきつ園」は、日中一時支援の提供にあたり、上記のとおり重要事項について説明しました。

名称 社会福祉法人習愛会 あきつ園
所在地 千葉県習志野市秋津3丁目4番2号
代表者 理事長兼統括施設長（管理者） 大塩 幸雄